神海貨公示第２号

公　　示

港湾運送事業法第２２条の規定に基づき、次のとおり一般港湾運送事業の許可を取り消した。

事業者名	事業の種類（港湾及び許可番号）	処分年月日
尼崎港湾運輸株式会社	一般港湾運送事業 （尼崎西宮芦屋港第１種第２号）	令和８年１１月２０日

令和８年１１月２０日

神戸運輸監理部長